

静岡県告示第219号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年3月25日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	原木沼津線	駿東郡清水町徳倉字西町 928番から	前	13.6~24.4	31.5
		駿東郡清水町徳倉字西町 927番の6まで	後	16.3~24.4	31.5

=====

静岡県告示第220号

令和4年4月1日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年3月25日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	掛川浜岡線	菊川市上平川字堀東 331番地先から	前	7.7~15.0	1,679.0
		菊川市下平川字田中 1852番の3まで	後	0.0~0.0	0.0

=====

静岡県告示第221号

令和4年4月1日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条

第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年3月25日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	掛川浜岡線	菊川市土橋字前野 595番6から	前	0.0	0.0
		菊川市下平川字作司ケ谷 3216番まで	後	16.1~72.2	579.5